

平成 28 年度に向けた利用定員の拡充について

1. 認可保育所

平成 27 年度に拡充した定員枠を継続

2. 新たに認可を予定している地域型保育事業

- ・小規模保育事業 A 型 2 箇所以内
 - ・小規模保育事業 B 型 2 箇所以内
 - ・事業所内保育事業 2 箇所以内
- } 各施設 12 名定員で、公募により認可審査中。
合計 72 名の定員枠の拡充予定。

<参考>地域型保育事業の現状

平成 27 年 4 月より下記の施設が認可を受け、運営をしている。 (単位：人)

類型	施設名	ブロック (所在地)	定 員	児童数 (※1)	対象年齢
小規模 保育事業 (B型)	キンダーガルテン イオン四日市北園	第1ブロック (富州原町)	19	19	0才児～ 2才児
	きっずはうす ココロ	第1ブロック (羽津中一丁目)	12	12	
	ちびっこハウス あかほり園	第2ブロック (赤堀二丁目)			
	キッズ・ティアラ	第2ブロック (鶉の森一丁目)	12	6	1才児～ (※2)
	もりのくに国際幼保園	第1ブロック (大矢知町)			2才児
	四日市保育園アネクレン	第2ブロック (浜田町)			
事業所内 保育事業	社会福祉法人永甲会かす み園 (※3)	第1ブロック (白須賀一丁目)	12 (4)	12 (7)	0才児～ 2才児
7 施設			91	85	

※1. 児童数は平成 27 年 12 月時点

※2. 1才児=4月1日時点で1歳になっている子ども

※3. 事業所内保育事業の定員・児童数の下段 () 書きは地域枠の人数

3. 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行について

平成 28 年度より まきば幼稚園 (第 2 ブロック松本三丁目 定員 120 名) が移行の予定
(参考) 現移行園 海の星カトリック幼稚園 (第 2 ブロック十七軒町 定員 60 名)

＜参考＞条例について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されている。

この新制度により、従来の認可保育所（定員20人以上）の枠組みに加え、新たに市の認可事業として、地域型保育事業と称する類型を設け、「四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を平成27年4月から施行している。その条例に基づき、以下の4類型の事業の認可事業を行っている。

- 〔4類型〕 家庭的保育事業（利用定員5人以下）
- 小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）
- 居宅訪問型保育事業（利用定員1人）
- 事業所内保育事業（利用定員1人以上）

【新制度における地域型保育事業の位置付け】

